

# 電子帳簿保存法改正 (2022.1.1 改正)

## に備えてタイムスタンプ専用端末を導入しませんか？

テレワークの拡大で企業ではメールで見積書や注文書を送ることがあたり前になっています。しかし電子帳簿保存法（電帳法）の改正に伴い、令和4年（2022年）1月1日以降は、これら電子取引での取引情報を紙に印刷をして保存書類とすることは認められず、電磁的記録の保存が義務付けられます。

2022年（令和4年）1月1日より、電子帳簿保存法が改正され、電子取引の電子保存方法が変更となりました。改正のポイントは以下の通りです。

### 事前承認制度の廃止（緩和）

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存を行う際に必要な所轄税務署長の承認が不要になります。

### スキャナ保存の要件緩和

国税関係書類をスキャナ保存する際の適正事務処理（相互けんせい、定期的な検査、再発防止策の社内規定整備）等が不要となります。

### 電子取引の電磁的記録の義務化

これまで認められてきた、電子取引での取引情報を出力した書面は保存書類として取り扱わないとされ、電磁的記録として定められた要件に従って保存することが義務付けられます。

上記の改正ポイントのうち、注目しておきたいところは、「電子取引の電磁的記録の義務化」です。

つまり、電子データで受領した書面を印字して、紙の状態での保存することが認められなくなるということです。

✎ メールで送られてきた見積書や請求書のPDFデータ、複合機でデータ化されたFAXデータ、Webからダウンロードした支払明細データなどを印字して保存することが認められなくなるということです。

電磁的記録をする場合には、「真実性」、「可視性」が求められています。専用のシステムを導入するハードルの高さや、管理規程を運用する煩雑さを考えると、真実性を確実に証明可能な、タイムスタンプの付与ができる【装置】を導入するのが簡便で確実です。



I-O DATA  
タイムスタンプ専用端末  
APX2-EVID/5P

そこで！

タイムスタンプ専用端末の導入をお勧めします

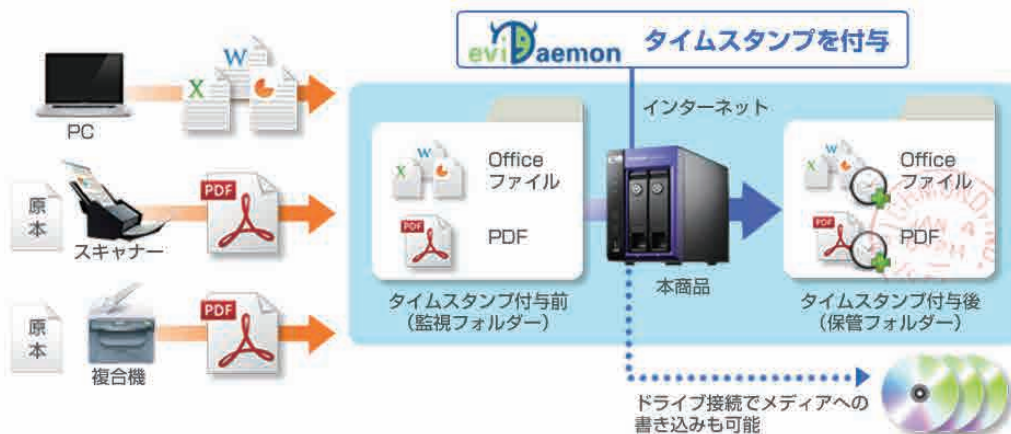
「APX2-EVID/5P」は、認定された事業者（セイコーソリューションズ）が提供するタイムスタンプサービスに対応したタイムスタンプ専用端末です。

インターネット経由で正しい時間を取得し電子データにタイムスタンプを付与することで、データの存在時刻証明と非改ざん証明が可能となります。



月額リース料（概算） 12,000円（消費税別）

※リース料はリース会社によって料率が異なるため概算です



USB 接続や LAN 接続でスキャナーや PC に接続するだけで簡単に設置できます。

- <POINT>
- 既存のネットワーク環境を変更することなく導入可能です。
  - 監視フォルダー、保管フォルダーは共有フォルダー化することができます。また、ネットワーク上の共有フォルダーを各フォルダーに指定することも可能です。